

平成31年

第1回北杜市議会臨時会会議録

平成31年4月22日開会

平成31年4月22日閉会

山梨県北杜市議会

平成 3 1 年

第 1 回北杜市議会臨時会会議録

4 月 2 2 日

平成31年第1回北杜市議会臨時会（1日目）

平成31年4月22日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 承認第1号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
日程第4 承認第2号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
日程第5 承認第3号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
日程第6 議案第42号 北杜市税条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第43号 ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯外2施設の指定管理者の指定について
日程第8 議案第44号 平成31年度北杜市一般会計補正予算（第1号）

2. 出席議員（20人）

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 栗谷真吾 | 2番 池田恭務 |
| 3番 秋山真一 | 4番 進藤正文 |
| 5番 藤原尚 | 6番 清水敏行 |
| 7番 井出一司 | 8番 志村清 |
| 9番 齊藤功文 | 10番 福井俊克 |
| 11番 加藤紀雄 | 12番 原堅志 |
| 13番 岡野淳 | 15番 清水進 |
| 16番 野中真理子 | 17番 坂本静 |
| 18番 中嶋新 | 20番 千野秀一 |
| 21番 内田俊彦 | 22番 秋山俊和 |

3. 欠席議員

14番 相吉正一

4. 会議録署名議員

16番 野中真理子

17番 坂本 静

20番 千野 秀一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33人）

市 長	渡辺英子	副 市 長	菊原 忍
政策調整参事	櫻井順一	政策秘書部長	小澤章夫
総務部長	丸茂和彦	企画部長	山内一寿
市民部長	浅川辰江	福祉部長	伴野法子
生活環境部長	早川昌三	産業観光部長	清水博樹
建設部長	仲嶋敏光	教 育 長	堀内正基
教育部長	中山晃彦	会計管理者	板山教次
監査委員事務局長	上村法広	農業委員会事務局長	有泉賢一
明野総合支所長	清水能行	須玉総合支所長	坂本孝典
高根総合支所長	土屋 智	長坂総合支所長	中澤貞夫
大泉総合支所長	小澤隆二	小淵沢総合支所長	宮川勇人
白州総合支所長	大輪 弘	武川総合支所長	堀込美友
政策秘書課長	水石正幸	総務課長	加藤郷志
企画課長	平島長生	財政課長	加藤 寿
税務課長	中山和彦	管財課長	進藤 聡
市民課長	平井ひろ江	介護支援課長	八卷弥生
観光課長	小尾正人		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3人）

議会事務局長 清水市三

議会書記 平井伸一

〃 進藤修一

開会 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日ここに、平成31年第1回北杜市議会臨時会が招集されましたところ、議員各位にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の出席議員数は20人であります。

定足数に達しておりますので、平成31年第1回北杜市議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、相吉正一君は一身上の都合により、本日会議を欠席する旨の届け出がありました。

最初に、諸報告をいたします。

はじめに、本臨時会に提出する議案につき、市長から通知がありました。提出議案は、承認3件、議案3件であります。

次に、平成31年2月から3月実施分の例月現金出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に、4月12日に、第261回山梨県市議会議長会定期総会が上野原市において開催され、私と副議長が出席いたしました。

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

16番議員 野中真理子君

17番議員 坂本 静君

20番議員 千野秀一君

を本臨時会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（中嶋新君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第3 承認第1号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてから日程第8 議案第44号 平成31年度北杜市一般会計補正予算（第1号）についてまでの6件を一括議題といたします。

市長からあいさつおよび提出議案に対する説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

皆さん、改めましておはようございます。

平成31年第1回北杜市議会臨時会の開会にあたり、一言あいさつを申し上げます。

本日ここに、市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、今年も市内各所において、満開の桜が春の訪れを告げてくれました。市内には、山々に残る白い雪と青い空が淡い桜の花びらと見事なコントラストを奏でる名所が多くあり、訪れる人を楽しませてくれています。

ところで、去る4月1日に新たな元号が発表されました。令和には、「人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つ」という意味が込められております。

令和の時代においても、市民誰もが北杜市を愛する気持ちに変わることなく、明るい未来に向かって大きく飛躍できるよう、議員の皆さま、市民の皆さまと力を合わせてまいりたいと考えております。

また、4月7日に執行されました山梨県議会議員選挙により、北杜市選挙区から2名の議員が選出されました。

今後も地元議員と情報を共有する中で、さらなる市政発展のため尽力してまいります。

次に、市政について申し上げます。

はじめに、太陽光発電設備設置に関する条例についてであります。

本市にとって太陽光等再生可能エネルギー発電設備の設置は、極めて重要な課題であり、検討委員会を組織し、慎重にご審議いただきました。改めて、感謝申し上げますところであります。

市にアドバイスをいただいた大学教授からは、こうした市民や議員など多くの方々との検討体制を構築することは、全国的に見てもまれであり、決して容易ではなく、これを実現できたことに対し、高い評価をいただいております。

条例制定に向け、10回に及ぶ審議の結果、昨年10月に検討委員会から提言書をいただき、市としてこの提言書を最大限尊重することとし、市建設部において、弁護士や大学教授からのアドバイスを受けながら、先月末に条例素案の作成を行いました。

今後は、条例素案に基づくパブリックコメントに寄せられた意見を参考に条例案を作成し、議会に上程してまいりたいと考えております。

次に、東京オリンピックの事前合宿誘致についてであります。

先月28日に、フランスバレー協会会長が北杜市を訪れ、基本合意書よりさらに具体的な内容を盛り込んだ実施協定書を締結いたしました。

現在、フランスチームは予選を通過していない状況ではありますが、一日も早い通過を願っております。

次に、高根東小学校の開校についてであります。

平成27年に策定した「高根地区小学校統合計画」に基づき、高根東、高根北、高根清里小学校の歴史を受け継いだ、新しい高根東小学校が誕生いたしました。

今日5日、在校児童や学校関係者をはじめ、各小学校の卒業生や議員の皆さま、地域の皆さまの出席をいただく中で、開校式が執り行われました。

開校式では、松井五郎さん作詞、森山良子さん作曲の新しい校歌「水と風と空と」を参加者全員で合唱し、新しい学校のスタートにあたり、みんなで心をつにしました。

次に、昨年、第4回北杜市議会定例会において、議案を撤回した、「ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯外2施設の指定管理者の指定」についてであります。

当該施設は、多くの観光客や地域の皆さまにも、特色ある泉質を活かした健康教室や地域の集いの場として、年間を通じてご活用いただいている、まさに「北杜のお宝」であります。

大型連休には運営ができるよう、また、地域や関係者に与える影響が少なくなるよう、早急な対応を取ってまいりました。

今日12日に「指定管理者 候補者選定委員会」が開催され、ご協議いただき、新たな指定管理候補者を選定していただきましたので、本臨時会に議案としてお願いしたところであります。

次に、提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は、承認案件3件、条例案件1件、指定管理者の指定案件1件、補正予算案件1件、合計6案件であります。

はじめに、承認第1号から承認第3号までの3案件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

続きまして、条例案件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第42号 北杜市税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、指定管理者の指定案件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第43号 ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯外2施設の指定管理者の指定につきましては、平成31年4月23日からの指定管理者による施設運営を行うため、施設の指定管理者の指定について地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、補正予算案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第44号 平成31年度北杜市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ275億8,649万7千円とするものであります。

増富の湯外2施設の指定管理者の指定に伴い、施設の管理運営を一日も早く再開する必要があることから、本日、補正予算を提案させていただきました。

内容につきましては、このあと担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

市長の説明が終わりました。

○議長（中嶋新君）

日程第3 承認第1号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

内容説明を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

承認第1号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

概要書の次のページ、承認第1号をお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、北杜市税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

2ページをお願いします。

専決処分の日は、平成31年3月29日。

専決理由は、地方税法の一部改正に伴い、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことにより、施行日の関係から緊急を要したことから専決処分をしたものであります。

次に、新旧対照表1ページをお願いいたします。

附則第7条の3の2は、消費税率引き上げに伴う需要変動の平準化対策として住宅借入金、特別税額控除期間の充実と申告要件の廃止を行うものであります。

次に2ページから5ページまでの附則第10条の2および10条の3は、地方税法の改正により引用条項にずれが生じたための改正であります。

次に6ページから9ページまでの附則第16条は、軽自動車税のグリーン化特例において、平成29年度の規定を削除して、改めて平成30年、平成31年度の規定を明記するものであります。

次に10ページの附則第22条は、特定被災共用土地にかかる固定資産税の特例に名称を追加するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、承認第1号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長 (中嶋新君)

日程第4 承認第2号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

内容説明を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長 (浅川辰江君)

承認第2号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてをご説明申し上げます。

概要書の次のページ、承認第2号をお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

2ページをお願いいたします。

専決処分の日は平成31年3月29日。

専決処分の理由は、北杜市国民健康保険税条例の一部改正について、根拠法令である地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、施行日の関係から緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。

次に、新旧対照表1ページをお願いいたします。

第2条第2項、ただし書き、国民健康保険税の基礎課税額にかかる賦課限度額の引き上げを行うものでございます。

次に、第23条第2号、3号、低所得世帯の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、軽減判定所得の引き上げをそれぞれ行うものです。

以上、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長 (中嶋新君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

志村清君。

○8番議員(志村清君)

承認第2号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論をします。

条例の改定は、地方税法施行令の一部改正に伴うものとされています。実際の金額は3万円上げるもので、昨年もまた反対討論しましたが、昨年も4万円引き上げました。連続の値上げ、限度額の引き上げで、平成25年度と比べて、もう10万円もの引き上げとなりました。負担増には反対するものです。

そもそも国保税の課税限度額というのは、市町村が独自に設定できるものであり、もともとの趣旨というのは当初、借金を例えば返済するために資産を売却するとかして、一時的に所得が増えたときに、ここ翌年の国保税が青天井に跳ね上がらないようにという趣旨で導入されたものだとして理解しています。安定的に年収1千万円を超えるなど、富裕、所得の多い方が多い大都市圏などと本市では違いますから、そうした対応は市町村独自に考え、対応を変えるべきだと私は思います。

納税者間で国保税をやりくりするというやり方も、本来、国からの補助というのが年々減っておりまして、40年も遡れば1984年には国からの補助、国保会計全体に占める割合は約半分、49.8%あったんですが、2010年時点では、国からの国庫負担割合は25.6%と、4分の1に減っている。こういうことこそ改めるということを要求していくべきではないかと私は思います。所得の約1割、あるいはそれ以上が国保税の負担となっていて、国保税が高くて納めるのが大変というのは、たくさんこうした一時的な収入があった人についても共通の思いだと思います。国保税額は、国保の加入者間で負担を分け合うということではなくて、さっき言いました国保負担率を大幅に引き上げるように国に求めるとか、北杜市の場合、貯めてきた基金を活用して国保税額を引き下げるとか、そういう努力を引き続き行うべきだということをつけ加えて反対討論とします。

○議長(中嶋新君)

次に原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論はありますか。

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

承認第2号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まずもって、この改正はこういった場面で専決処分をするという場面につきましては、法律の改正、もしくは緊急なこと、台風とかがありまして専決処分をする、この2例があるわけで

ございますが、本案件につきましては、法律の改正に基づき行うということでございますので、地方自治体が法に基づき、その事務事業をするということは当然なことでありますので、改正については、それがまずもって正当な理由に値すると、私は考えているところでございます。

そして、この中身を見ますと高所得者につきまして、58万円を61万円に引き上げるということになるわけでございます。そういったしますと、本市におきましては所得割、資産割と、この二本立てで試算をしているわけでございますが、当然所得のある方にやはり国民健康保険の負担を多くいただくということにつきましては、国保会計内の皆さんの相互融通ということの中でやられているというふうに考えているところでございます。国民健康保険が持続的に継続していくには、やはりその収入がなければ持続的に、恒久的に国民健康保険は続かないわけでございまして、それらを加味したときの致し方ない、法の改正という中でしていることと思えます。

また、第23条関係におきましては、5割軽減、2割軽減をそれぞれ対象の上限額を、所得額の上限額を引き上げるということになりますから、当然、これは引き下げというふうに解釈がされるわけでございまして、弱者の救済、国民健康保険の安定という理由からいっても、これは妥当な対応というふうに言わざるを得ません。

以上をもちまして、賛成といたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、承認第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第5 承認第3号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

内容説明を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

承認第3号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてをご説明申し上げます。

概要書の次のページ、承認第3号をお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

2ページをお願いいたします。

専決処分の日は、平成31年3月29日。

専決処分理由は、北杜市介護保険条例の一部改正について、根拠法令である介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、施行日の関係から緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

次に、新旧対照表1ページをご覧ください。

第2条第2項の消費税率引き上げに伴う軽減強化を図るため、第1段階の被保険者の保険料について、規定にかかわらず額を減額するものでございます。

合わせて第3項、第4項において第2段階、第3段階にある被保険者について、額を減額する規定に読み替えるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、承認第3号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第6 議案第42号 北杜市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

議案第42号 北杜市税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

概要書をお願いいたします。

趣旨は地方税法の一部が改正されたため、北杜市税条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、平成31年6月1日施行の総務省による、ふるさと納税に係る指定制度に基づく改正で、地方税法第314条の7において、総務大臣が定める基準に適合する市町村等への寄附が「特例控除対象寄附金」となったことから、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表1ページをお願いいたします。

第34条の7、今までふるさと納税を寄附金としていたものを特例控除対象寄附金として、ふるさと納税に限定したもので、同条第2項と附則第7条の4は引用条項の条ずれによる改正を行うものであります。

次に、附則第9条および第9条の2は、ふるさと納税、ワンストップ特例において従来の寄附金が特例控除対象寄附金となったことから改正するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第42号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第7 議案第43号 ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯外2施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

議案第43号 ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯外2施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公の施設に管理につきまして、次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名 称 ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯
みずがき山リーゼンヒュッテ
みずがき山グリーンロッジ

指定管理者となる団体の名称等 名 称 株式会社塚原緑地研究所

所在地 千葉県千葉市美浜区真砂三丁目3番7号

指 定 の 期 間 平成31年4月23日から平成34年3月31日までで
ございます。

現在、増富の湯外2施設につきましては、指定管理者が不在となっております。今週末からの大型連休、また観光シーズンを前に施設利用者、予約者の影響、また施設の従業員の継続雇用などの必要性から早期に指定管理者の公募を行ったところであります。

現地説明会には7団体が参加いただき、申請は1社でありましたが、去る今月12日の選定委員会におきまして、多数の委員から妥当であるとの判断をいただき、株式会社塚原緑地研究所を増富の湯外2施設の指定管理者の候補者としたところであります。

説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

何点か質問をさせていただきます。

まずは、スケジュールについてです。

応募期間や選定委員会などのスケジュール、またこれから開館までの日程等を教えていただきたいと思えます。また、それが指定管理制度運用ガイドラインに沿ったものであるかどうかもお答え願いたいと思えます。

また、今度の新しい指定管理者への指定管理料は、いくらになるのでしょうか。それに合わせて、前指定管理者の今までの指定管理料、それは過去の推移も含めてご回答を願えればと思えます。よろしく願います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

野中議員の質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず指定管理、公募のスケジュールでございますけれども、これにつきましては、大型連休の前に指定管理者に移行できるスケジュールを組んで、募集をかけてまいりました。3月11日から今月の8日までの22日間、公募を行いました。

また、期間中、募集要項に基づきまして現地説明会、3月20日に開催をしております。その後、現地説明会の参加者に対しまして申請意向調査、また質問受付等の回答を行ったのち、今月の12日に選定委員会を開催したところでございます。

次に、指定管理料でございますけれども、指定管理料につきましては、900万円の指定管理料の提案をいただいたところであります。

公募にあたりましては、北杜市の指定管理者制度運用ガイドラインがございますので、それらに則りまして、適正に選定を行ったところでございます。

また、次に前指定管理者の指定管理料の推移ということでございますが、前指定管理者につきましては、平成18年度から指定管理者として施設の運営管理を行っていただいているところでございます。

平成18年度でございますが、530万円となっております。最近の直近3年間でございますが、平成28年度400万円。平成29年度、同額の400万円。平成30年度につきましては、370万円という額となっております。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（中嶋新君）

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

野中真理子議員のご質問にお答えします。

開館の予定ですけれども、本日議決をいただきましたら早急に準備に入りまして、今週末の大型連休前には開館したいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

○16番議員（野中真理子君）

この指定管理料、今までの指定管理者と、これからの指定管理料の差が大きいわけですが、これについての説明をしていただきたいと思います。

また、市は3月定例会で直営ではできないことを宣言のようなことを、ここの場で言っているわけです。それに加えて応募が1社であるということは、もうその1社にお願いするしかない。非常に市は弱い立場であったと思います。そうした中で、指定管理料、この900万円の妥当性をどのように市は説明されるのでしょうか、お答え願ひたいと思います。

○議長（中嶋新君）

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

野中議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

指定管理料につきましては、900万円ということでございます。これにつきましては、当初、提示金額は950万円ということで提示があったわけでございますけれども、選定委員会の

附帯意見等を踏まえて、900万円とさせていただいたところであります。

また、妥当性につきましては、市内の温泉施設にかかる指定管理料、これを見ますと1千万円ほどとなっておりますので、そのような点から見ると妥当な額であると捉えておるところでございます。

また、直営の検討も行いました。その際、直営の経費を2千万円前後と試算しております。この金額を目安とすれば、試算の金額を上回らずに管理・運営ができるということになりますので、市費の削減となりまして、なおかつ、民間事業者のノウハウを生かした管理運営ができるものと考えているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

指定管理料については、直営と比べればということですが、やはり今までの指定管理者の指定管理料に比べれば大変、額が大きくなっていることについては、納得がいくものではありませんし、そこについてやはり、どういうことでこれだけのお金がかかり、今まではこれのできたのに、どうしてできなくなったかということについては、もう少しご説明をいただかなければいけないと思います。

また、この間の経緯ですけれども、やはり前指定管理者、護持の里たまゆらも、撤回後もやる気はあったということも文書に残されています。ただ、その3月議会の市の答弁では、撤回後、指定管理者の理事のほうに内容についてしっかり説明をしてくださいといったことを何度も、幾度も申し入れたわけなんだけれども、そこについては対応がいただけなかったという答弁によって、その前指定管理者、こういう対応が悪かったから前指定管理者の指定管理についてのお願いはなくなったというふうに理解しています。

そうした中で、ここには対応が何もいただけなかったというふうに答弁されているわけですが、情報開示をした中では、前指定管理者のほうではきちっと窓口を設けて対応する、そこに対して市はその窓口ではなく、直接お願いしたいということで窓口を設けて何かをやることにさえ、そういうことにさえ、何も認めないで、その対応をしない上で元の指定管理者を切ったというような経緯があります。そして、その結果がこの指定管理料の倍増以上のものです。そこについては、しっかりと説明をしていただきたいんですけども、よろしくお願いたします。

○議長（中嶋新君）

野中真理子君に申し上げます。

会議規則第55条に、質疑は同一議員につき、同一議題について3回を超えることはできないということですので、これで再々質問、最終質問ですけども、よろしいですか。

○16番議員（野中真理子君）

分かっています。3回目です。

○議長（中嶋新君）

それでは、答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

野中真理子議員のご質問にお答えします。

何点がいただいておりますけれども、まず指定管理料、900万円に上がった根拠ということでございます。

今回、塚原緑地研究所が提案した内容につきましては、こちらのほうでお願いもしております、現指定管理者が雇用しております従業員については、全員の方を引き続き雇用してほしいというお願いをしている中で、それらを前提に経費のほうを算出しているということでございます。

これに対しまして、また新たな指定管理者として、この施設を管理・運営するには当然、それらに伴いますマネジメントや会計処理、あるいは広報等の必要が出ておりますので、それらにかかる、本部での運営経費がかかるということで、その経費、また今回、指定管理を募集するにあたりまして、初めての指定管理でございますから、実際に行います自主事業等へのリスク等もある。また、新しい指定管理ということで、施設の修繕費についても若干、大目に見込んであるという状況でございます、それらがこれまでの指定管理者より指定管理料が上がった理由となっております。

また、3月議会で前指定管理者である、護持の里たまゆらの指定管理の議案の上程ができなかったという内容でございますけれども、これにつきましては、3月議会の中でも説明をさせていただきましたけれども、市といたしまして、護持の里たまゆらが増富の湯外2施設をフィールドに行った事業について、事業内容等について市としての疑義等がありますから、その内容について説明を求めたところでございますけれども、それについては口頭のみならず文書でもお願いをしているところでございます。これについては、ご回答をいただけていないという状況でございます。また、その回答の窓口を示したにもかかわらず、そちらにということございましたけれども、回答の窓口について私どものほうには、護持の里たまゆら自ら、護持の里たまゆらに質問していただきたいという文書をいただきましたので、文書のほうで内容の説明を求めたところでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

先ほどの野中議員の質問ともちょっと関係することではあるんですけども、いくつか伺います。

まず、今の指定管理料が大幅に増えたという中身を今、部長から教えていただきました。広報費であるとか、それから雇用費だとか、運営の経費だとかという説明があったわけですけども、これだけの、いわゆる営業力の強化ですよ。それからもう1つは、自主事業のリスクとか、そういうものまでみている。修繕費も多めに盛ったということで、非常に手厚い扱いになっているわけです。そうしますと、スタート時はある程度仕方ないとしても、これだけ営業力をサポートするということになりますと、この先の、管理料ばかりではなくて、今度は逆に市への納入金なんかを支払えるような力を付けてきてもらわないと困ると思うんですね。そこらへ

んの将来的な見通しがどうなのかを1つ教えていただきたい。

それから、もう1つは公募に対して、7団体の応募があったと。最終的には、申請者は1である。6団体は辞退したのかどうなのか分かりませんが、要するになくなったわけですね。ここらへんの経緯。それからなぜ、この6団体がおりたという言い方がいいのかどうか分かりませんが、そこらへんを教えていただきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

岡野議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、指定管理料の今後の見通しということでございますけども、当然、指定管理者による施設運営が順調にいくものというふうに期待をしているところでございます。なおかつ、その中で、収益等が上がってきていただきたいというふうに考えております。

指定管理料につきましては、年度協定を結ぶ時点で、指定管理事業者と協議をしながら指定管理料については決定をしていきたいと考えておりますので、現時点では900万円ということで3年間の協定を結ぶという考え方でございますけども、年度協定の締結の中で、指定管理料、また納入金についても協議をしてまいりたいと考えております。

次に、現地説明会で7団体、参加がありまして、6団体は正式な申請をしなかったということですが、その経緯については、こちらのほうでもちょっと確認はできておりません。その時点で、施設の状況等、今後の運営方針を立てる中で、最終的には申請をされなかったというふうに認識しているところでございます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

よろしいですか。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

まず、その6団体が辞退をしたということをもっと把握していないということですが、これだけ、その指定管理料の中身を手厚くしておいて、しかもこの3施設、それなりに稼働しているわけですよね。そういう中で、そんな簡単においてしまうというのは、何か問題があったのかなというように勘ぐってしまうんですけども、これは想像でものを言ってもしょうがないので、分かりましたと言うしかございません。

それから、この指定管理料についてですけれども、私は先ほど申し上げたのは、これだけ営業力をサポートしているんだから、将来、逆に納入金が発生するような営業をしてもらわないと困りますよということを申し上げたんですけど、そういうお話は一切していないんでしょうか。

○議長（中嶋新君）

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

岡野淳議員の質問にお答えをいたします。

今回、提案をいただいた塚原緑地研究所ですけども、市内でもほかの施設の指定管理を行っ

ておりまして、たかね荘の指定管理を行っている業者でございます。この塚原緑地研究所のほうは管理母体というか、会社のほうも大きな会社でありまして、実はたかね荘のほうは非常に経営が厳しい状況の中、また施設も老朽化している中でございましたけれども、非常に努力をしていただく中で、売り上げも3倍、また利用人数も2.5倍に、この間、広げるなど非常に努力をしていただきまして、そんな状況で運営しておりますので、当然、今後はその力で増富の湯外2施設についても売り上げを伸ばしたり、将来的には市に納入金となるくらいの経営をしていただけたらありがたいと、担当課としては思っているところでございます。

また、先ほど自主事業のリスクという話をさせていただきましたけれども、これまで前指定管理者の内容と比べるということの内容ではないわけですが、前指定管理者ということで話が出ておりますから、お話をさせていただきますけれども、これまで前指定管理者については、やはり補助金等にかなり頼って、事業等を行ってきたという状況もあります。そんな中で、前指定管理者については、昨年度の中で経営母体自体が債務超過となっている状況です。そんなことがありますので、若干、自転車操業的なところになっているという状況もありましたので、所管課と指定管理担当課のほうで管理母体のほうの経営状況についてもしっかりやっただけのようにという指導をしてきたところでございます。

そんな状況もありますので、今回、新しい指定管理者としては、それらも勘案した中で指定管理料の提案があったというように承知しております。よろしくお願ひします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

分かりました。ただ、個人的にはこの経費、非常に納得しにくいものがありまして、選定委員の方々の所見を拝見しますと、あるいは附帯意見を拝見しますと、950万円はずいぶん高いよねという印象をお持ちなんだろうと思います。それで、もう少し下げられないのかという注文がついたわけですね。結果、50万円は下がったということですが、それについてどうこうではありませんけれども、やはり経費というのはできるだけ削減していくというのは当然でありまして、これは最終的には決算を楽しみにさせていただきしかありませんけれども、その途中途中の様子をぜひ、管財課の職員の方々が中心でしょうけど、チェックをお願いしたいと思います。そこらへんはしっかりした体制でよろしいでしょうか。

○議長（中嶋新君）

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

岡野議員の質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

経営状況のチェックということでございますけれども、当然、そこを注意していかないといけないと考えております。

つきましては、中間報告の機会等がございますので、そういう機会に中間報告書を出していただき、またその際に聞き取りを行いながら、経営の内容、事業の状況等を確認させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

ほかに質疑はありませんか。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

何点か質疑をさせていただきますが、まず最初にお聞きしたいのは、3月の答弁の中でもそうなんです、市としては直営、もしくは指定管理の中で判断をしながら、この施設をきちっと守っていきたくて、こういう回答でございました。そういたしますと、この議案提出までに、また指定管理者制度の指定をするまでに、指定をするという判断をするまでには当然、先ほど言われましたけども、直営も検討されたという中で、金額のことしか言われておりませんが、期日の問題ですとか、また人員的な配置の問題ですとか、そういった意見もあったと思いますが、それについて、究極の判断をしたわけですから、どのような判断を示したのか、まず1点、お伺いをいたします。

また、指定管理料につきましては、答弁の中でも類似施設等を比べると、ほぼ妥当であるという答弁であったかのように思っております。といたしますと、前の指定管理者がある意味、500万円近く安かったということになるわけですが、今度の指定管理者よりも安いということになるわけではございますが、答弁の中で自主事業の件についてのお答えがあったわけではございます。まだ、都市と農村の対流事業という中で、交付金等、またほかの補助金等も受けながら、それらが自主事業というように捉えてよろしいのでしょうか。そして、その自主事業はなんらかの問題があったのではないかと思います、それらについてもお答えをいただきたいかなと思っております。

そして、この指定管理につきましては、平成18年の指定管理者制度のときから指定管理に移っていて、それ以前は直営という形でしていたわけではございますが、実際はこの団体の代表者等が長年、管理をしていた現実がございまして。

須玉町時代には、みずがき山ふるさと財団というのをつくりまして、そこが管理をしていたわけではございます。そして公益法人法に基づきまして、公益法人法の改正の中で一般社団法人になって、護持の里たまゆらになったという経緯がございまして。しかし、その中で旧須玉町におきましては、この増富の湯をなんとか将来、永劫にわたって守っていかなければならないということを勘案いたしまして、基金の積み立てをしていたわけではございます。その基金につきましては、市の公共施設整備基金に入っているということでございまして、その経緯や金額、そしてまた、その基金の活用等についていかがお考えか、大きく3点になりますが、伺うところでございます。答弁をよろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

内田議員の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、直営か指定管理者の検討の経緯ということでご質問をいただきました。

先ほども議案説明の中でご説明させていただいたわけなんですけども、増富の湯外2施設につきましては、指定管理者が不在となっていることから、4月からの直営管理についても検討をしたところでございます。

まず、費用面としまして、直営の場合は指定管理者が行っている自主事業を行えないことから、また利用料の収入のみとなりまして、前指定管理者による実績によると収入が約8,100万円ほどあったものでありますけれども、支出が1億円ほどありまして、約2千万円の管理費が毎年必要となるということ。また、施設の管理面に携わる市職員の人件費を考えますと、さらに費用が必要になること。また、職員をその施設に配置することが、やはり人事面で大変難しいことなどが想定されるということがありまして、直営か指定管理者か検討したところがあります。

また、現在、この3施設におきましては従業員が12名おりまして、その従業員の継続した雇用のことも課題となっております、安定した雇用を確保するという考えを考えると、やはり指定管理者を導入して、指定管理者に雇用を確保してもらうということが一番ではないかというようなこともありましたので、直営を断念しまして指定管理者を導入するというところになったというところでございます。

また次に、基金につきましては議員ご承知のとおりでありますけれども、この増富の湯外2施設につきましては、増富地域の活性化のために旧須玉町が設置した施設であります。その当時、より民間に近い発想で、これらの施設の管理運営、そして地域の活性化と地域住民の福祉の向上を目指して、平成5年に旧須玉町の出資のもとで、みずがき山ふるさと振興財団が設立されました。財団への出資金につきましては、5千万円ほどとなっております。しかしながら公益法人制度の改革によりまして、平成24年度末で財団が解散しました。

平成26年5月7日付けになりますけれども、財団から出資金分にあたります約5千万円が寄附金として市に納入されました。このとき、この寄附金を市は増富の湯等の改修などの原資とするために、公共施設整備基金に積み立てております。このことから今後、増富の湯、みずがき山リーゼンヒュッテ、みずがき山グリーンロッジの改修等につきましては、優先してこの基金を充当するなど、有効的に活用してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

内田俊彦議員のご質問にお答えします。

まず、直営の検討の中で、先ほど企画部長のほうからもご説明を申し上げましたけれども、所管課としましては、人員の配置について人事担当のほうと交渉した経過がございます。当然、3月の人事異動の時期でございましたので、それについて検討させていただきましたけれども、今の人員の中では、新たに増富の湯に職員の配置は厳しいということで、担当所管課としましては、人の配置がいただけないと、なかなか市としてその管理はできないという状況でございました。

続きまして、自主事業と補助事業との関わりでございますけれども、前指定管理者が事務局となりまして、増富の湯外2施設を活用して平成27年度から平成28年度の2年間、関東農政局の直接採択事業であります都市農村共生対流総合対策交付金事業を行っており、この事業におけます指定管理者施設との関わりなどについて、明確なご説明をいただけないことから12月の議会で前指定管理者の指定議案の撤回となっているところがございますけれども、これにつきまして、先ほどもご説明をさせていただいたところでございますけれども、この内容について、

口頭や文書で何度も説明を求めているところがございますけれども、これについては、現在もご説明をいただけていない状況でございます。

そんなことから、市といたしましても、関東農政局へこの事業の内容につきまして開示請求を行いまして、その内容について精査をしているところでございます。この中で、増富の湯やみずがき山リーゼンヒュッテなどで事業を実施しておりますけれども、この事業の中にスタッフの person 費や雇用保険、社会保険料等、一般的に考えるとこういう支出にはならないというような内容の領収書等がありまして、これについてももしっかり自主事業として市に報告されているのか、また領収内容について指定管理業務の中にしっかり計上されているのか等の疑義がありまして、この内容についても、前指定管理者に説明を求めているところであります。しかしこれについてもまだ、明確な説明をいただけていないという状況でありますので、これらの内容が指定管理者の事業計画や収支報告について、正確に掲載されているのかについては、疑義があるということでありまして、先ほど言いました指定管理者の行っている自主事業についてもその内容について正確に報告がされているのかについては、報告されていない可能性も非常にあるということがございますので、それらの内容と比べることは適當ではないというふうに考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

今、産業観光部長の答弁でございますが、そういった自主事業の収益等については、非常に報告ですとか、当然、報告を求めれば指定管理者制度の契約上の問題でございますが、当然、報告をしなければならぬ現実があるわけがございます。そういった自主事業と、これはその法令順守ということにも、これは行き着く話になりまして、当然、仕方ない措置を取ったということがございますが、そういった自主事業と400万円という金額は、本当に400万円がちゃんと指定管理者制度に基づいた公共施設の管理のあり方として、その400万円が妥当であったかどうかについては、今もって市としてははっきり、これは言えない状況、これは自主事業と関わるものですから言えないというふうなことなのかどうか、1点お伺いすることと、先ほど基金の問題がございましたが、この基金についても当然、運用する中でほかの交付金や、また、そこは過疎債等もハマりますから、それらと上手にしながらやっていけば、修繕等にもあたるというふうに思いますが、そのへんの2点につきまして、いかがお考えかお伺いをするところでございます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

内田俊彦議員のご質問にお答えいたします。

まず、指定管理料の今、400万円が高いかどうかという内容でございます。自主事業の、先ほどの説明の内容とのこととでございますけれども、先ほど説明させていただきましたように、直接、前指定管理者と指定管理料を比べるべきものではありませんけれども、前指定管理者が

そういう事業を使う中で自主事業を行い、それが正確に報告されていない可能性もあるということでございますので、それと正確に比較することは適当ではないと考えております。

また、今回の提案の中で、指定管理者はこれだけの費用をかけてしっかり管理をさせていただきたいと。今後、地域の方々と協働する中で、しっかり管理をさせていただきたいということをおっしゃっておりますので、そんなことでご理解をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

内田議員のご質問でございますけれども、基金の活用についてでございますけれども、当然、基金の取り崩しだけでは、事業費が賸えない部分が出てくるかというふうに考えられます。そういう部分につきましては、この地域は過疎に指定されておりますので、過疎債等の有効な起債、また国からの交付金等も活用できれば活用しながら、施設の修繕等に対応してまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

3回目ですので、これが最後になると思います。

粗々、分かりました。そして最後となりますが、今回、指定管理となる団体でございますが、株式会社塚原緑地研究所でございますが、ここにつきましては、いろいろな意味で県レベルの指定管理をしたり、いろんな多くの指定管理をされた、また資本金等、前任の指定管理者とはまったく違う規模の展開をされている。今後いろいろ期待もされているということでございますが、それらについて、この塚原緑地研究所がこの指定管理者となるということで、選定委員会で選定されていたわけでございますが、市の見解はどういう見解なのか、まず1点。

そして、もう1点につきましては、これは市長にお伺いしなければならないと思いますが、この市長もこの増富の湯につきましては、地域活性化に欠かせない、また増富という地域にとって欠かせない、また北杜市においても宝物と言われているわけでございますから、やはり多くの先人が、この増富の地域の活性化を願ってラジウム鉱泉を利用しようと、なんとかこれを今で言うブランド化して世に出して、そして地域の活性化や交流をしていこうというふうに私は過去の先人も考えていたということもあるという現実もございますから、市長もこの指定管理者施設、この指定管理の、この増富の湯につきましては、どのように今、お考えになっているか、心境をお聞きしたいと思います。2点、お願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

内田議員のご質問でございます。

塚原緑地研究所の件でございますけれども、先ほど来、この指定管理者候補者につきましては、現在、たかね荘の指定管理者として、平成26年度から施設の管理・運営を行っているということで、実績も説明させていただいたところであります。

今回、この候補者につきましては、増富の湯外2施設の指定管理者の申請にあたりまして、先ほどもご説明させていただいたわけなんですけども、現在12名いる従業員を引き続き雇用をしていただけるということ、また大型連休に向けて市のほうでは指定管理者導入の準備を進めておりまして、この連休に備えまして円滑に引き継ぎが可能なこと、また特に法令協定書を遵守して、適正な管理・運営を行っていくんだというようなことを経営方針としまして、申請書にも明記をしているところでございます。

このようなことから、民間のノウハウを生かしまして、指定管理、1年目から着実に効率的、かつ効果的に施設の運営管理ができるものというふうに考えているところでございます。

また、たかね荘だけの指定管理だけではなくて、この候補者につきましては、千葉県、茨城県、神奈川県、長野県内の17の施設を管理・運営をしているという実績もあります。千葉県に本拠地を構える事業者でございまして、従業員が187人いるという、大きな規模の団体ということで、この指定管理者を導入した際には、これまで以上に経営管理が順調に行われ、この地域一帯に誘客が図れるのではないかなということ考えているところでもございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

内田俊彦議員のご質問にお答えいたします。

増富地域、また増富の湯に対しましては、今までも申し上げたように大切な地域であり、また私の思いも強いものであります。また、増富地域は日本100名山の瑞牆山と金峰山、また平成の名水100選に選ばれた本谷川、釜瀬川が流れ、美しい渓谷、多様な動植物に恵まれた地域資源が豊かな地域であり、伝統的な里山文化を地域の皆さんが自ら守り育て、受け継がれてきた地域であると考えております。

先日、歌会において皇太子殿下がお詠みになられた「雲間よりさしたる光に導かれわれ登りゆく金峰の峰に」の句も増富から金峰山に登られたときの句で、かの深田久弥もその山陽は秩父郡の王者と称しており、多くの登山客に愛されている山でもあります。

特に武田信玄公が金鉾山の開発中に発見し、傷病の兵を癒したとの伝統を持つ増富ラジウム温泉は、大正時代にはラドン含有量の測定において約1万2千マッヘが記録され、東洋一、世界一と言われるほどの含有量であると言われております。また、温泉はリュウマチや貧血、胃腸病や皮膚病などに効き、その効能の高さから古くから湯治として栄え、作家の井伏鱒二や俳人の高浜虚子、詩人の尾崎喜八といった文人にも愛され、昭和40年に国民保養温泉地にも指定されました。現在も健康志向の高まりやラジウムの効能により療養泉として注目され、湯治のほか日帰り温泉や登山客が立ち寄って、多くの皆さん、観光客や地元の皆さん、また宿泊に訪れていただいております。

ラジウム温泉は、地域自らがこの温泉を地域発展に活用しようと大正時代に温泉条例を制定しております。また、そのような中で地域活性化にも取り組んできているわけです。地域の宝として、先人たちの強い思いを現代までに引き継ぎながら守られてきたものと認識をしているところでもあります。

こうした歴史の中、今回、ご議決をお願いします当該3施設については、本市にとっても大切な宝であります。また、現在、進めている甲武信ユネスコエコパークにおいても登録後の拠

点施設として大切な施設であり、今後も地域活性化を図るため、地域の皆さんとともにこの地を愛し守り、さらなる発展を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

最初に反対討論を許します。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

議案第43号に反対の立場で討論いたします。

増富の湯外2施設の指定管理については、選定委員会を通過していたにもかかわらず12月の議会で撤回をされました。また、市はその後、前指定管理者とのさまざまな交渉をしてきたと思いますけれども、それについて、市はまったく対応をいただけなかったというようなご答弁です。しかし、私が情報開示した中では前指定管理者はしっかりと窓口を設けて、そこを通しているような対応をしたいということを申されております。そうした市と、それから前指定管理者の主張とが食い違っております。

そうした中で指定管理が撤回されて、またその前指定管理者が指定管理ができなくなったということに対しては、私は市もしっかりと責任を持つべきだと思っております。

また、先ほどのご答弁のやりとりを聞いておりますと、市の公共施設整備基金の中に須玉町からの積立金が入っているから、そこで優先的に増富の湯外2施設の修繕とかをするべきだ、またそうしたいというようなやりとりがありました。これは指定管理者が誰であっても、変わらずにそうしたことが、もしそういう主張で、そういう趣旨であるならばされなければいけなかったことだと思っております。

そのように考えますと、20何年間、地元で頑張られた指定管理者を市は何らかの理由をつけて追い出し、新しい指定管理者には今までの倍額以上の指定管理料を渡して、新しい施設の整備も約束した上で、そういうことをやっているというようなことを疑われてもしょうがないのかなど。私は、そうした市の対応、また、この指定管理料には納得いかないことをもちまして、この議案第43号には反対をいたします。

○議長（中嶋新君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論はありますか。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

議案第43号 ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯外2施設の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論をいたします。

まず、今般のふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯外2施設の指定管理者選定の経過については、市当局の並々ならぬ努力の結果であると思います。

まず、直営では施設の管理運営に関わる経費が指定管理料と比べ増加する。また、定員適正化計画の中で市職員の配置は難しく、市職員は施設管理の専門知識や営業ノウハウも乏しいという現実があるわけでございます。さらに、現在の従業員の雇用を確保する必要があることから、直営を断念し、早期に指定管理者による指定管理運営をするということに決めたことは、まさに英断であると言えるわけであります。

前指定管理者と指定管理料の差はあるが、直営における施設管理運営にかかる経費は、試算では2千万円であることから、市の負担が軽減できるわけであります。また、このことにより大型連休中のお客さまへのサービス提供、また従業員の雇用を継続できるメリットが得られたわけであります。

指定管理者に選定された株式会社塚原緑地研究所は、平成26年度から市営たかね荘の指定管理を受けており、平成28年度の収支は700万円の赤字であったが、平成29年度は300万円の赤字と改善している。また、平成30年度の定期報告では、160万円の赤字ということで、さらなる改善が見られ、指定管理者としての努力がうかがわれるものであります。また、県外に17の指定管理者としての実績があることも信頼できるところであります。

指定管理料は900万円の提示であるが、これは選定委員会の附帯意見を踏まえ、協議の上、提案時の950万円を削減した結果であります。この指定管理料は、前指定管理者の雇用体制を踏襲し、現在の従業員人件費に加え、本部のバックアップによる施設全体のマネジメントや経理事務、営業等を行う本部派遣社員の人件費を見込んでいたものであります。

また、施設の経年劣化による修繕が必要となることや新たな自主事業を手掛けていくことで安定した収益の見込みが予想しがたい面に対するリスクを見込んでいたわけであります。

民間の経営ノウハウを生かし、効率的かつ効果的な施設の管理運営が期待できるとともに何よりも現在の従業員12人の雇用が確保されたこと、そして大型連休前に営業を再開することで、施設を予約していただいているお客さまにも、しっかり対応していかなければならないことから当該事業者を指定管理者として指定することが望ましいと考えますので、議案第43号 ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯外2施設の指定管理者の指定については、賛成の立場で討論をいたします。

以上。

○議長（中嶋新君）

次に原案に反対者の発言を許します。

反対討論はありますか。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

議案第43号 ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯外2施設の指定管理者の指定について、反対の立場で討論させていただきます。

まず、そもそもここに至る経緯の中で、いったんは前の指定管理者が選定委員会からOKを出され、議案にさえなつて示されたものが突然、それが撤回されたということ。それについて、ではどうするんだという話になったときに、市の説明の中では新たな指定管理者にするのか、あるいは直営にするのかということで、その後、直営は諦めたわけですが、そもそも市の姿勢は一貫していないというふうに見えます。その上で、新たに選定がされた株式会社塚原緑地研究所が指定管理を受けることになるわけですが、その選定委員会の中でも先ほども質疑の中で申し上げたように、最初950万円だったわけです。この管理料がいかにも高いという指摘がはっきりされているわけです。その中身も先ほど説明を受けましたが、やはりすんなりと腑に落ちるものではないし、また分からないという説明で、これもやむを得ないとは思いますが、7団体もあつた公募から残つたのは、この塚原緑地研究所しか残らなかつた、その経緯も腑に落ちない。そういう腑に落ちないことがいろいろあります。したがって、このまま素直に、これで結構ですよというふうには、私はとても思えないので、この議案第43号 ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯外2施設の指定管理者の指定については反対をさせていただきます。

○議長（中嶋新君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論はありますか。

藤原尚君。

○5番議員（藤原尚君）

議案第43号 ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯外2施設の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論させていただきます。

昨年の平成29年第4回北杜市議会にて、議案撤回理由としては、非常に信頼関係が築けていない状況であるとして、ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯外2施設の指定管理者として一般社団法人 護持の里たまゆらは撤回されています。

なぜ、前代未聞の指定管理者の撤回になったのでしょうか。それは平成30年4月10日に増富地域再生協議会平成29年度通常総会において、とある議員から事業主体が増富地域再生協議会であるが、農林水産省の事業の報告がされていないと質問をしており、事務局（この事務局は地方創生事業を実施した増富地域再生協議会と同じ事務局員であります）が、現在の協議会と組織が異なるため、なぜと言われても分からないと答弁しております。

次に同じ議員から、同じではないかと質問され、事務局は組織が違ふと証言しています。そしてそれは増富地域再生協議会会長として、補助元の関東農政局に開示請求をして精査したところ疑義が生じたので、平成30年12月16日付けで一般社団法人 護持の里たまゆら代表理事の——氏に文書にて質問しました。いまだ私に一般社団法人の代表理事より文書にての回答をいただいております。

また、私が昨年、平成30年12月19日の全員協議会において、増富地域再生協議会と農林水産省とで直接採択の事業である都市農村共生・対流総合対策交付金事業に対して、ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯外2施設の指定管理者の一般社団法人 護持の里たま

ゆら代表理事の——氏に説明責任があるので説明していただきましたが、説明がその場ではできませんでした。非常に疑義があった全員協議会の内容でした。

昨年の平成29年第4回北杜市議会にて、議案撤回理由としては非常に信頼関係が築けていない状況であるとして、ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯外2施設の指定管理者として一般社団法人 護持の里たまゆらは撤回されています。これらのことから、任意団体である増富地域再生協議会の団体名を無断で使い、会長である私も知らないところで知らない事業を推進し、内閣府の地方創生事業と同じように事務局による不正な会計処理をしたのは事実であり、説明できないことは非常に遺憾であります。

平成29年度から会長になった私を含めた理事および多くの市民は、平成28年度に実施した事業について多く疑義を感じていることと思います。

しかし、今回、ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯外2施設の指定管理者となる株式会社塚原緑地研究所は、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで、北杜市で北杜市営宿泊施設たかね荘の指定管理者となり、千葉県、茨城県、神奈川県、山梨県、長野県内に17施設を管理しており、実績もあります。また、今回の主な選定理由として、施設の管理運営にあたって、地域雇用を行うなど地域への貢献を重視する提案を評価できると報告がされており、そして何よりも一番重要な、以前雇用をしていた従業員の方々を引き続き雇用できる団体を依頼していた条件を満たした団体でありますので、株式会社塚原緑地研究所はふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯外2施設の指定管理者になることは、当然、ふさわしいと思います。

以上の理由によりまして、本議案につきましては、賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

藤原議員、先ほど討論の中で、ここで聞いていまして、昨年、平成29年第4回と申しておりましたけども、これは平成30年の第4回でよろしいですね。

○5番議員（藤原尚君）

申し訳ございません。

○議長（中嶋新君）

分かりました。こちらで訂正をいたしますので。平成30年の第4回ということで。昨年の12月ですね。

次に原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

議案第43号について、反対の立場から討論をいたします。

ここに至るまでのプロセスに関してですけども、やはり私自身としてどうしても納得がいきません。たしかに従業員の方々のことや大型連休に向けて営業をどうするんだといった話ですとか、経緯というのは理解できる話ではあるんですが、そもそも市のプロセスにも原因があるというふうに思っていますので、「はい、分かりました」と簡単に賛同できるものではないというふうに思っています。

また、すべての責任を今までの指定管理者に押しつけるかのような市の姿勢には、私自身とても憤りを感じています。

こうした流れを認めるということは、今まで一生懸命やってきた前指定管理者を否定することにもなるというふうに私は考え、大変苦しい判断ではありますが、この議案第43号について反対をいたします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論はありますか。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

議案第43号 ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯外2施設の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論します。

この施設の指定管理については、平成30年12月定例会において前指定管理者への継続指定に対し保留の措置が取られ、その後の3月定例会においても継続指定はされず、新たな指定管理者を選定することとなりました。長年継続して管理していただいた経緯もあり、残念な結果と思います。

指定管理継続を断念せざるを得なかった理由の1つは、疑義が生じた経営内容について説明、資料提出がなされなかったことです。この施設は約8億円もの税金を投入し、平成9年にスタートし、毎年400万円、500万円もの管理料を投入しています。多くの税金によって維持管理されている施設ですから、市民から税金を預かり運用している行政が指定管理内容に説明を求めるのは当然の行為であり、指定管理者は疑義が晴れるまで説明責任を負うことも当然と考えます。

12月定例会から3月定例会まで3カ月間もの期間がありながら、疑義に関しても何も進展、解決しなかった状況には、市民の税金で運用し市民の財産である施設を預かる管理者としての自覚が薄いとしか考えられません。この件に関しては、第三者からさまざまな意見も出されていますが、当事者自身が協力体制、信頼の構築、説明責任を果たさない以上、委託契約は結べるはずありません。

このような状況では、新しい指定管理者を選定するほかにこの施設を有効活用できませんので、新たな指定管理者を指定する今議案は正当な議案と考えます。

今回、指定管理者に選ばれた企業については、市内で他の指定管理施設も管理しており、他県においても指定管理施設を合計17施設も管理している実績のある企業です。さまざまな経験と対象法を備えており、選定委員会においてもほとんどの委員が妥当であると判断し、選出されております。このことにより、管理業者についても適正な内容と思います。

もし、問題もなく経験豊富で信頼のおける企業でも不服と感じ、特定の企業が指定管理者となることを望むのならば、利益誘導とも捉えかねません。

指定管理者の選定における行程についても、多くの方が再開を待ち望み、今まで勤務してきた従業員の雇用を守り、ゴールデンウィークも控え、予約されている多くのお客さまのためにも短期間で選定する必要があった状況の中、正当な行程を踏みながら行われた選定方法なので異論などありません。

もし早期の施設再開ができないのであれば、多くの税金が投入されている施設の有効利用ができず、従業員の生活は困窮し、増富地域の観光産業の衰退、ひいては北杜市全体の観光産業

のイメージに傷を付けることになるでしょう。そのような状況は市民の誰も望まぬことであり、回避しなくてはなりません。

以上の理由により議案第43号 ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯外2施設の指定管理者の指定について、賛成いたします。

○議長（中嶋新君）

次に原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

池田恭務君・・・。

では、ここで休憩といたします。

再開を12時といたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時57分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

それでは、池田恭務君の反対討論を許します。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

議案第43号に反対の立場から討論をいたします。

ほかの皆さんも同様だろうとは思いますが、非常に判断に迷う難しい議案でございました。

12月、3月に行われた定例会の議事録や動画を見ていただければ、市民の皆さまにも見ていただければというふうに思いますが、そもそも前指定管理者を取り下げた経緯、この経緯において、疑義があるというふうに感じております。事実に基づかない判断、その判断がまだ正されていない。そして疑念が払しょくされていない、そのような状況ではないかというふうに感じております。

また、先ほどもおっしゃっていましたが、自主事業ということで言われていたのですが、この自主事業においては、市の職員が深く関わっておられて、知らなかったといったような答弁がされているわけですが、これは明らかに知っていたというふうに言わざるを得ないわけですね。なぜ、それを今になって急に、本当に急に、前指定管理者で4月からやろうということで市は進めていたにもかかわらず、急に問題とするのか。何か異様な背景があるように感じます。

今、市長がやるべきことは、急いで指定管理者を決める。そしてゴールデンウィークに備える。これも1つの選択肢、オプションだというふうに私も思います。だから難しい判断というふうに私も先ほど来、申し上げているんですが、新しい候補者にはなんら落ち度はないです。一連のことが終わったあと、そのあとに募集がかかって手を挙げてこられたわけですから、当然、何の落ち度もありません。そして楽しみに来ていただけるお客さまにも、今回の件はまったくもって無関係。従業員の皆さんもこれ同様です。

当議案に賛成することで、当面のお客さまへのご期待に応えることというのはできるのではないかなというふうに思います。新しい指定管理者の実績なんかを見ますと、急いで立ち上げるとすることも期待できそうに、私も感じております。

しかしながら、果たしてそれが市長や議会が今、行うべきことの本質なのかということが今、問われているというふうに私は思います。長い目で見て、北杜市、市民のためには決してならない進め方を今、渡辺市長はされているというふうには言わざるを得ません。

明確な抗議の姿勢を議会としてもしっかりと示しておく必要があるというふうを考えますことから、議案第43号には反対をいたします。

○議長（中嶋新君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論はありますか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、議案第43号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第8 議案第44号 平成31年度北杜市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

議案第44号 平成31年度北杜市一般会計補正予算（第1号）をご覧いただきたいと思っております。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を275億8,649万7千円とするものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたします。

2ページ、3ページをお開きください。

はじめに歳入であります。

10款1項地方交付税900万円の増額は、一般財源としまして普通交付税を充当するものでございます。

次に4ページ、5ページをご覧ください。

歳出でございます。

7款1項商工費900万円の増額は、増富の湯外2施設について指定管理者による管理運営を行うための指定管理料でございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

野中真理子君。反対討論です。

○16番議員（野中真理子君）

反対討論です。

議案第44号に反対の立場で討論をいたします。

この歳出については、増富の湯外2施設の指定管理料であります。そのことは承知しておりますし、先ほどその議案が通ったことも承知しております。しかし、皆さまがいろいろ指摘された従業員の雇用については、これで従業員はそのまま雇用されるとの話でしたけども、その一番重要なことに対する費用というのは、過去にもこの半額、またはさらにもっと少ない額で運営されていたはずですから、できるはずですよ。この指定管理料については、納得できるものではありませんので、ここの議案には反対いたします。

○議長（中嶋新君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論はありますか。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

北杜市一般会計補正予算（第1号）につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まずもって、この歳入歳出につきましては、900万円でございます。これにつきましては指定管理料、つまり委託料でございます。先ほど、指定管理の議案が通ったわけでございます。そういたしますと、すでにこれは指定管理をしなければならない。また、ゴールデンウィークには、この増富の湯の外2施設を適正に運営していかなければならないという結論が先ほど出たわけでございますから、当然、この予算につきましては賛成をするところでございますが、先ほどの900万円が適正か否かという議論にもなったわけでございますが、それでは適正ではないという議論もあるわけでございまして、他の類似施設等を見ますと、ほぼ約1千万円ぐらいが大体妥当であるという答弁もございましたし、またこの金額について自主事業分の問題もございましたが、前指定管理者はその自主事業分についての説明がされていないと。窓口と

いう話もございましたが、それは説明を求めているにもかかわらず、それがいまだ解明されていないということは重大な問題であります。そういたしますと、前任者の指定管理料につきましては、非常にそれが妥当であったかどうかというのは不明なわけでございますが、改めて指定した指定管理者におきまして、妥当な金額を積算されたというふうに判断するべきだと思っておりますので、賛成といたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、議案第44号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成31年第1回北杜市議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後12時07分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	清水市三
議会書記	平井伸一